

(参考様式)

(別紙)

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令第37号）附則第3条に基づく事項

1 相談に応ずる電話番号その他の連絡先

2 店舗で販売する医薬品の区分

指定医薬品 ・ 指定医薬品以外の医薬品

3 店舗以外の場所にいる者への販売（ネット販売等）の有無

有 ・ 無

○店舗以外の場所にいる者への販売（ネット販売等）を行う場合

（1）使用する通信手段（電話、ファックス、インターネット等）

（2）販売する医薬品の区分

指定医薬品 ・ 指定医薬品以外の医薬品

（3）申請書に記載する店舗の名称と異なる名称を表示するときは、その名称

（4）インターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス